

## 別表六（二十）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和2年改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「新規雇用者総数2」の「特定業務施設②」の内書には、措置法第42条の12第5項第8号に規定する特定新規雇用者数を記載します。
- 3 「新規雇用者総数2」の「同上のうち移転型計画に係る特定業務施設③」の内書には、措置法第42条の12第1項第2号イ又は令和2年旧措置法第42条の12第1項第2号ロ(1)に規定する移転型特定新規雇用者数を記載します。
- 4 「8」から「11」までの各欄は、当期が特例対象事業年度（令和2年改正法附則第82条第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する特例対象事業年度をいいます。以下同じです。）に該当する場合にのみ記載します。
- 5 「非新規基準雇用者数12」は、当期が特例対象事業年度に該当する場合には「又は(2の②)」を消し、その他の場合には「(8)又は」を消します。
- 6 「比較給与等支給額24」は、別表六(二十)「5」が0である場合には、  
「比較給与等支給額  
 $(23) + (23) \times \frac{20}{100}$  24」として記載します。  
」